

令和8年度 玉城町住民主体のまちづくり事業補助金 募集・審査要項

1. 目的

住民、事業者及び行政の協働による地域コミュニティの活性化及び特色あるまちづくりの推進を目的とし、住民自ら考え行動する「まちづくり事業」に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 募集する事業枠と補助金額

予算を上限とし、評価の高い順に採択します。

※審査の平均得点が一定基準（例：満点の50%）に達しない場合は、予算内であっても採択しません。

事業枠	補助額	内容
重点テーマ枠（2件程度）	新規上限 30万円 継続上限 15万円	町が指定する5つの重点テーマのうちから2つ以上のテーマを含んだ事業。 ① 子ども・子育て支援 ② 地域文化・資源を活かしたまちづくり ③ 防災意識向上 ④ 町特産品の魅力発信 ⑤ 健康づくり
一般枠（7件程度）	新規上限 20万円 継続上限 10万円	その他玉城町のまちづくりに資する事業

3. 継続・回数制限等

新規団体として申請する場合でも、会員（代表者を含む）の過半数が過去に受給した団体の会員と同一の場合は「継続扱い（半額）」となります。

【回数制限】令和8年度以降、交付を3回受けた団体は翌年度以降申請できません。

4. 補助対象事業と自己資金の確保

以下の要件を満たす事業とします。

- ① 地域活性化を図り、住民の労力提供がある公共性のある事業であること。
 - ・単なるビジネスであるものは対象となりません。玉城町の地域が活性化する要素が必要です。
 - ・外部業者に全て外注するなど、住民の労力提供がない事業は対象外です。
 - ・補助金額を超える事業経費や対象外経費に充てるため、参加者等から実費程度の負担金を徴収するなど、自己資金の確保に努めてください。
- ② 交付団体は町が開催する「まちづくり交流会」での報告を行うこと。
 - ・報告の方法（ポスター、プレゼンテーション等）については、団体数などで調整し連絡します。
- ③ 単に資産の増加を目的とするものでないこと。
 - ・事業費の50%以上を消耗品費が占める提案は認められません。

5. 応募方法

以下の提出書類を令和8年7月31日（金）16時30分までに玉城町役場2階まちづくり推進課へ提出してください。

提出書類

- ・玉城町住民主体のまちづくり補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業（変更）計画書（様式第2号）

- ・収支予算書（様式第3号）
- ・団体に関する調書（様式第4号）
- ・その他（別途プレゼンテーション時に必要な資料・データがあれば共有してください）

6. 審査方法

- ① 審査機関：玉城町が設置するまちづくり審査会により行います。
- ② 利害関係者の除外：申請案件に対して特別の利害関係（申請団体の関係者など）を有する委員は、当該案件の審査・議決には参加できません。当該案件の審査開始時に委員本人より申し出るものとします。
- ③ 公開審査と予算説明：審査会は原則公開とします。見学者にも事業の妥当性が伝わるよう、発表資料には「予算の使途」に関する説明を必ず含めてください。
- ④ 審査のフィードバック：審査委員は、各案件の今後の地域活動に向けた意見や助言を付すことができます。採否の審査結果通知と併せて申請団体へ還元します。

7. プレゼンテーション審査会

実施について

- ・令和8年8月9日（金）
- ※開催場所や時間は応募団体に別途通知します。
- ・審査は非公開とします。
- ・審査対象は「申請書類」「プレゼンテーション」「質疑応答」とする。
 - (ア) プレゼンテーション審査
 - ・プレゼンテーションは8分間、質疑応答5分とする。
 - ・質疑応答は審査員からの質問による。

8. 審査基準と採点方法

次の各項目を5段階で評価し、得点化したうえで、合計得点の高いものから順に採用します。その際に下記の通り傾斜配分を行います。審査会当日は、各審査委員はフォームより入力するものとします。

- ① 公益性(公益性が高く、玉城町に良い影響を与える事業であるか)：玉城町に良い影響を与え、多数の住民に利益をもたらすものか。
- ② 実現性(実現性が高く、目的を達成できる事業である)：目的を達成できる実施体制や無理のない予算計画であり、目的を達成できる事業であるか。
- ③ 公開性(公開性が高く、より多くの人に参加できるような工夫があるか)：特定の者だけでなく、多くの者（多世代、特に次世代）が参加できる仕組みか。
- ④ 緊急性・重要性(今、取り組む必要性があるか)：地域課題や時節との接合性など、今、やらなければならない取組であるか。
- ⑤ 将来性(事業終了後の継続的な活動が見込まれる)：参加費の徴収や企業等との連携など、事業終了後も自立・継続できる工夫があるか。
- ⑥ 主体性(住民が主体となった取組みか)：補助金の趣旨に則り、町民が主体となり活躍する取組であるか。
- ⑦ 地域性(玉城町らしい取組みとして、町民に受け入れられ、共感を得られるか)：玉城町らしい取組として、玉城町の歴史、文化、自然環境等が考慮され町民が共感できるか。
- ⑧ 新規性(新たな取組みであるか)：これまでになかった取組またはこれまでになかったアプロー

チなど、新しい要素があるか。

- ⑨ 持続可能性(次世代の参画があるか):メンバーの中にまちづくりを担う次世代メンバーが参画しているか(事務局加点)。
 - ⑩ 玉城町民の参画率:玉城町民が主体となった企画、立案となっているか(事務局加点)
 - ⑪ 総合評価(総合的にみて今回補助を行うことが適切な事業か)
-

玉城町地域創生・協働のまちづくり事業補助金 評価シート

玉城町まちづくり審査会

団体名	事業名					
審査員名						
評価項目	評価 5段階(特に優れている、優れている、普通、やや劣っている、劣っている)					考え方
(1)主体性(住民が主体となった取り組みか)	10	8	6	4	2	補助金の趣旨に則り、町民が主体となり活躍する取組であるか
(2)公益性(公益性が高く、玉城町に良い影響を与える事業であるか)	10	8	6	4	2	玉城町に良い影響を与え、多数の住民に利益をもたらすものか
(3)実現性(実現性が高く、目的を達成できる事業である)	10	8	6	4	2	目的を達成できる実施体制や無理のない予算計画であり、目的を達成できる事業であるか
(4)公開性(より多くの人に参加できるような工夫がある)	10	8	6	4	2	特定の者だけでなく、多くの者(多世代、特に次世代)が参加できる仕組みか
(5)緊急性・重要性(今、取り組む必要性があるか)	10	8	6	4	2	地域課題や時節との接合性など、今、やらなければならない取組であるか
(6)将来性(事業終了後の継続的な活動が見込まれる)	10	8	6	4	2	参加費の徴収や企業等との連携など、事業終了後も自立・継続できる工夫があるか
(7)地域性(玉城町らしい取り組みとして、町民に受け入れられ、共感を得られるか)	10	8	6	4	2	玉城町らしい取組として、玉城町の歴史、文化、自然環境等が考慮され町民が共感できるか
(8)新規性(新たな取り組みであるか)	10	8	6	4	2	これまでになかった取組またはこれまでになかったアプローチなど、新しい要素があるか
(9)持続可能性(次世代の参画があるか)	5	4	3	2	1	メンバーの中にまちづくりを担う次世代メンバーが参画しているか(事務局加点)
(10)玉城町民参画率	5	4	3	2	1	メンバーの玉城町民の割合(事務局加点)
(11)総合評価(総合的にみて今回補助を行うことが適切な事業か)	10	8	6	4	2	
合計						